

第 6 号

（6月25日）

令和7年 熊本県議会6月定例会会議録

第6号

令和7年6月25日(水曜日)

議事日程 第6号

令和7年6月25日(水曜日)午前10時開会

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案(第28号から第32号まで) 質疑
討論 議決

議員提出議案の上程(第1号から第4号まで)
質疑 討論 議決

議員派遣の件

出席議員氏名(47人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二朗 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君

荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君

前 川 収 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事	木 村	敬 君
副 知 事	竹 内	信 義 君
副 知 事	亀 崎	直 隆 君
知事公室長	深 川	元 樹 君
総 務 部 長	千 田	真 寿 君
企画振興部長	富 永	隼 行 君
理 事	阪 本	清 貴 君
理 事	府 高	隆 君
健康福祉部長	下 山	薫 さん
環境生活部長	清 田	克 弘 君
商工労働部長	上 田	哲 也 君
観光文化部長	脇	俊 也 君
農林水産部長	中 島	豪 君
食のみやこ 推進局長	辻 井	翔 太 君
土 木 部 長	菰 田	武 志 君
会計管理者	野 中	眞 治 君
企 業 局 長	久 原	美樹子 さん
病 院 事 業 者 管 理 者	平 井	宏 英 君
教 育 長	越 猪	浩 樹 君
警察本部長	佐 藤	昭 一 君
人事委員会 事務局 長	城 内	智 昭 君
監 査 委 員	小 原	雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	波 村	多 門
事務局次長 兼総務課長	鈴	和 幸
議 事 課 長	下 崎	浩 一
議事課長補佐	岡 部	康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開き

ます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、去る17日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第27号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の6月補正予算は、周産期医療や救急医療の提供体制の確保に向けた医療機関に対する施設整備費等への助成や電子処方箋を導入した薬局への助成、訪問介護事業所等が行う人材確保体制の構築等に向けた取組への助成に要する経費等、総額18億7,500万余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,534億9,700万余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業について、訪問介護事業所では、人

材不足により、円滑な事業運営ができない状況にあると思うが、本事業では、人材確保に向けて、具体的にどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、訪問介護事業所では、規模が小さいところが多いことから、外部の研修等を活用した研修体制の構築や中山間地域での採用活動に係る費用、また、経験年数の短い職員に先輩職員が同行訪問する費用等に対して助成をしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、訪問介護職員が1人で訪問せざるを得ない状況を招いているのは、介護報酬の問題だろうと思う、場当たりの対応ではなく、地域包括ケアシステムの核になる部分であるため、介護報酬の引上げに係る国への意見も含めてしっかりと対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、歯科保健対策の推進について、小中学校におけるフッ化物洗口実施率の目標が100%となっているが、学校現場の教員不足の状況がある中で、各市町村では、これにしっかり対応できているのかとの質疑があり、執行部から、市町村によって取組の状況が異なるが、各地域において関係者が協議を行う場もあり、その中で意見等を参考に、どのような支援ができるのか、教育委員会とも連携しながら取組を進めていきたい、また、学校現場の負担があるという声も伺っているため、取組の推進とのバランスを取りつつ、関係者としてしっかり協議を進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、障害児者の歯科医療提供体制実態調査事業を予定しているとのことだが、障害児者の歯科医療を実際行っている医療機関は極めて少ないと聞いている、今回これを調査するということであるが、把握している障害者、難病者を含めた歯科診療機関は現在どのくらいあるの

かとの質疑があり、執行部から、令和5年度の障害児者の受入れ歯科医療機関は、データとしては163機関であるが、実態がどうなのか見えないところがあるため、今後実態調査を進めていくとの答弁がありました。

次に、委員から、自殺予防等対策推進事業について、今回新たに設置することも・若者自殺危機対応チーム以外で、自殺予防のためにどのような取組を行っているのかとの質疑があり、執行部から、LINE等による相談支援に取り組んでいるほか、学校での啓発用カードの配付、若年層を対象とした相談支援、ゲートキーパーの養成講座の実施に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、プレコンセプションケアは、とても重要なことだと思うが、その言葉自体があまり知られていない、事業を進めるに当たっては、まずは知ってもらうことが大事だと思うので、啓発活動にしっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係1議案、請願1件及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の6月補正予算は、産業廃棄物最終処分場からの有機フッ素化合物、PFOS及びPFOAの環境中への流出削減対策に関する経費等、総額1億200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて161億8,700万円余であります。

商工労働部関係では、就職氷河期世代を含む中高年層をはじめ、幅広い世代を対象に、孤独・孤立状態の予防、脱却に向けた就業や社会参加に係る取組に要する経費等、米価関税措置を受けた緊急対応パッケージに基づくLPガス及び特別高圧電力利用事業者への支援に要する経費等、総額6億6,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて645億4,700万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

企業局関係では、工業用水道事業に係る職員の増員による所要見込額の増で、総額3,600万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて80億7,300万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、財産の処分について1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、菊池市の新規工業団地造成事業に係る債務負担行為の設定理由について、国営農業用水管が近接していることについて、当初か

ら分からなかったのかとの質疑があり、執行部から、基本設計時から国営農業用水管の存在は把握していたが、詳細な実施設計に係る国との協議の中で、工事の際に用水管への配慮が必要なことが判明したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、サプライヤー等の企業進出が増えていることから、こちらの工業団地造成を早く進める必要があり、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、観光文化部長からの総括説明では、今年1月から3月の延べ宿泊者数は、前年の同期間と比較して104%となり、特にインバウンドは122%と好調に推移しているとのことであるが、各地域によってはばらつきがあるのかとの質疑があり、執行部から、インバウンドは前年よりも増加しているが、国内観光客は減少している、また、インバウンドは熊本市と阿蘇地域に集中している、そうした中、来年のデスティネーションキャンペーンや今年9月までのプレキャンペーンにより、国内外から県内全域に多くの観光客に訪れていただけるよう努めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、デスティネーションキャンペーンや全国宣伝販売促進会議などにより、今後も本県への観光客がさらに増加するように引き続き頑張してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地の売買契約について、令和6年10月11日から令和7年1月10日まで公募を行ったが、1者の応募しかなかったとのことであるが、その背景等について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、UXイノベーションハブは、熊本空港周辺地域で知の拠点の形成を目指し、熊本テクノ・リサーチパークで整備する計画だが、熊本テクノ・リサーチパークは、研究開発施設など用途が

限定されているため、民間企業が手を挙げにくいという要素があった、極力周知を行い、問合せも数件あったが、結果として1者となったとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出されました農林水産部の6月補正予算は、国の経済対策を活用したスマート農業の推進、農業共同利用施設の整備推進等への支援に要する経費や食のみやこ熊本県の創造に向けた関係者のネットワークづくり、食関連イベントの開催等に要する経費等に加え、農業水利施設の電気料金の高騰に対する助成に要する経費等、総額22億300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額

は、一般会計、特別会計合わせて765億4,000万円余であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、米不足や価格高騰については、そもそも米の総量が足りていないのではないかという話もある、また、これまで主食用米から稲WC Sや飼料用米にかなりシフトしてきたという流れもあるが、今年の作付についてはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、4月末時点の国の作付意向調査では、主食用米は、全国的には前年実績を上回る7.5万ヘクタールの増産に対して、本県においても、前年の作付実績に対して600ヘクタール程度の作付増の見込みである、一方で、稲WC Sや飼料用米等が少し減るのではないかと見込んでいるが、今のところ影響は限定的ではないかと考えており、今後の作付動向をしっかりと注視していくとの答弁がありました。

関連して、委員から、作付の面積だけではなく、今後は、生産量や流通量の総量を正確に把握する必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、農林水産大臣が、収穫量の把握について、従来の標本調査の見直しに加え、衛星データやAI等を駆使し、精度を上げていくと発言しているので、今後の国の動向を注視していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業について、具体的にどのような内容か、また、国では、5年間で2兆5,000億円の予算を組み、新しい農業の基盤をつくっていくという話が出ているが、その内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、本事業については、令和6年度の2月補正でも措置をいたしており、今回は、追加要望分として、カンントリーエレベーターやライスセンター等の再編集約や合

理化に取り組む予定である、また、国においては、この5年間で農業構造転換の集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化に向けた農業農村整備に8,000億円程度、共同利用施設の再編集約化に9,000億円程度、スマート農業技術、新品種の開発に7,000億円程度、輸出産地の育成に2,000億円程度ということで、総額約2兆5,000億円を別枠で確保するという情報が入っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、この5年間で2兆5,000億円の国の予算に対して、全体計画をしっかりとって、積極的に取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本の食の魅力を発信できる料理人の育成について、料理人の選定に当たってはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、対象者としては、これから新たに県産食材を使いたい、もしくはこれまで以上に使っていきたいと考えている若手の料理人30名から40名程度を想定している、また、募集方法等については、これまでに付き合いのある料理人と意見交換をしながら選定基準を作成した上で募集したいと考えているとの答弁がありました。

関連して、委員から、JAの女性部では、産地のものを使った珍しい料理をされることも多いので、連携に力を入れてほしい、また、肥薩おれんじ鉄道と連携した事業など、熊本の特産物を活用した観光誘客やPRにもつなげてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係8議案及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の6月補正予算は、道路事業などの国庫補助の増額に伴う経費及び熊本セミコン特定公共下水道の整備に係る経費、総額36億2,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,261億3,100万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について外7議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、国土強靱化の推進について、6月に、国において、今後5年間で20兆円を超える規模の国土強靱化実施中期計画が策定され、県も国土強靱化地域計画を本年度中に改定する予定とのことだが、県として今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、取り組

むべき課題は山積していると認識しており、リスクシナリオを立て、ハード事業に限らず、ソフト事業も含めて県の国土強靱化地域計画に位置づけ、必要な予算を要望し、しっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、繰越予算もあるので、事業執行に当たっては、本庁、出先を含めて十分に体制を整えながら頑張してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、事業を推進するには、用地買収を先行して行うことが重要であるが、用地先行取得事業特別会計については繰越しが少ないため、先行して用地買収ができていると理解しているのかとの質疑があり、執行部から、繰越案件については、半数は契約が完了しており、残りについても、相続発生により時間を要するが、鋭意取得を進めている、近年災害が頻発する中で、十分な用地ストックを確保できていない状況だが、土木部を挙げて、主要事業におけるストック化が図られるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本都市圏3連絡道路について、計画の具体化に向け、住民からの意見聴取を開始したとのことだが、どのような方法で意見聴取を行っているのかとの質疑があり、執行部から、熊本都市圏の住民への郵送や役場等に来庁された方々への対面等による意見聴取により、これまで6,000人近くの方々から意見をいただいたところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、一般の方々にも広く周知するため、テレビやSNS等を活用し、いろんな意見を聞いた上で、早期実現を目指してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、建設産業は、一定の数が地域に必要であり、今後、防災、減災の面でも必要性

が増してくると認識しており、人材をいかにして育成、確保するかが非常に大事なもので、しっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することと決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係6議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の6月補正予算は、公立高校生徒への臨時支援金の支給に要する経費や県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の改修等に係る経費、総額8億8,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,350億500万円余であります。

あわせて、熊本工業高校実習棟改築工事に係る債務負担行為の追加であります。

警察本部の6月補正予算は、所得税制度改正に伴う熊本県警察職員情報総合管理システムの改修に要する経費、900万円余の増額補正であり、補

正後の予算総額は、450億5,100万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について外5議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、家庭教育支援の推進に関する施策の報告について、平成25年にくまもと家庭教育支援条例が施行されたことにより、相談体制はどのように変わったのかとの質疑があり、執行部から、従前から電話相談事業を実施してきたが、条例施行後は、児童相談所等の福祉分野や警察につなぐことが可能となるなど、部局を越えて横の連携を強化することができたとの答弁がありました。

関連して、委員から、今年11月に熊本市で子ども会連合会の全国大会が開催されると聞いている、その機会を有効に活用して、本県の家庭教育に係る取組を全国へ発信するとともに、引き続き、県教育委員会をはじめ、県庁関係部局と連携して、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の改修について、美術館自体が相当老朽化しているので、引き続き予算をしっかりと確保してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、県立美術館では、様々な企画展で稼いだり、多くの方々に企画展示を理解していただくため、いろいろなグッズや魅力ある商品をつくっている、今後は、ただ展示するだけではなく、地域と連携しながら、経済にも貢献するといった稼ぐ力をさらに加速していく必要があると思うが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、県立美術館は、来

年度、開館50周年の節目の年を迎えることから、インバウンドも含め、多くの方々に見ていただけるよう、文化財等のさらなる活用とともに、観光との連携も図っていききたい、また、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用など、稼ぐための工夫をしていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、警察職員が運転する公用車による交通事故に係る和解等の専決処分について報告があったが、例えば、駐車場でのバック時に停車中の車両に衝突するといった事故が発生しているため、引き続き指導を徹底してほしい、あわせて、警察官は子供たちの憧れの職業であることから、信頼される警察官となれるよう、責任と誇りを持ってしっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係4議案及び報告1件でありま

す。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和7年度6月補正予算は、令和6年度の国の経済対策への対応や国の米国関税措置を受けた緊急対応パッケージに関連する予備費の支出に対応した経費等、92億3,300万円余の増額補正であり、補正後の令和7年度の一般会計の予算総額は、8,540億3,300万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の変更であります。

また、東京事務所職員宿舍の借り上げに要する経費で、令和6年度3月補正予算として債務負担行為の変更、令和7年度3月補正予算として300万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今年行われる国勢調査について、最近の回答率の推移と課題、また、それに対して今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、前回の調査では、インターネットと郵送を合わせた本県の回答率は78.6%で、全国の79.8%を下回っている、特に、インターネット回答率を国の目標である50%に引き上げるため、新聞やイベント等の広報活動により周知を図っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、情報通信格差是正事業について、携帯電話の圏外を解消すべき地域は県内にどれぐらいあるのか、また、今回はどの地域を対象にしているのかとの質疑があり、執行部から、令

和6年3月末時点で、県内の居住地域の世帯カバー率は99.9%で、不感エリアは、8市町村77世帯となっている、なお、今回の事業は、非居住地域を対象とするもので、天草市の小森漁港地区と小高浜海水浴場地区を整備対象としているとの答弁がありました。

関連して、委員から、世帯カバー率が99.9%とのことであるが、現場との乖離があるのではないかと思うが、県としてはどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、総務省の調査対象が4大キャリアの全てが圏外という条件であるため、現場との乖離があるという御意見についても承知しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、携帯電話は、災害時の重要な通信手段であり、執行部とも問題意識を共有しておきたいとの意見があり、執行部から、委員からの御意見を踏まえ、市町村と連携を取りながら、必要な対策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇草原再生事業の繰越明許費について、翌年度繰越額の中に不用額が含まれているのではないかとの質疑があり、執行部から、天候不良により、年度内に野焼きができない可能性があったことから事業費を繰り越したものであり、現時点では、当該事業は既に完了しているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第27号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外26件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する経済環境常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第27号を採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、請第27号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長（高野洋介君） 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案（第28号から第32号まで）

○議長（高野洋介君） 次に、お諮りいたします。

去る17日の会議において提出されました知事提出議案第28号から第32号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第28号から第32号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第28号から第32号までを一括して議題といたします。

第28号 人事委員会委員の選任について

第29号 収用委員会委員の任命について

第30号 収用委員会委員の任命について

第31号 収用委員会委員の任命について

第32号 収用委員会予備委員の任命について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第28号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号から第32号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第29号外3件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員提出議案の上程(第1号から第4号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第4号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第4号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第4号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第1号

高校授業料無償化に伴う県立高校の教育環境の改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

熊本県議会議長 高 野 洋 介 様

高校授業料無償化に伴う県立高校の教育環境の改善を求める意見書

本県の中学校卒業予定者数は、令和9年度以降、急速な減少期を迎え、令和10年度には16,000人を下回り、令和20年度にはさらに約4,500人減少（対令和10年度比27.4%減）することから、特に地方部の県立高校においては、定員を見直してもなお、さらに厳しい状況を迎えることとなる。

このような中、令和7年2月25日に、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党において高校授業料無償化に関する合意がなされ、私立高校においても令和8年度から収入要件の撤廃や、加算額の引き上げを実施するとされていることから、特に、本県の地方部における県立高校においては、定員割れがさらに加速し、地方創生の核となる人材を輩出してきた県立高校が

存続の危機に瀕する事態となることが強く懸念される。

本県では、地域と一体となった持続可能な県立高校づくりを進めているところであるが、特に地方部から高校がなくなってしまった場合、高校の選択に制限がかかったり、遠距離通学が必要になったりすることに加え、充実した教育環境を望む子育て世代の流出等により人口減少が進み、地域活力の著しい低下につながるなど、地方教育行政のみならず、地方創生の観点においてもその影響は甚大であることから、地域からも高校授業料無償化による県立高校への影響を懸念する声が多数聞かれている。

通学面での生徒支援（スクールバス等）や寮等の住まいの確保に関しては、きめ細かなサービス・支援のある私立高校のほうが県立高校よりも圧倒的に優位な立場にあり、特に地方部の県立高校において、通学支援や寮・下宿等の整備は必要不可欠なものとなっている。

また、施設・設備面が充実する私立高校に対し、県立高校の学校施設は50校中46校が築40年以上を経過しており、トイレの洋式化を含む施設や設備面の老朽化対策に加え、専門高校における産業教育設備の更新についても喫緊の対応が求められている。

さらに、教育の質の向上を図る上で、多様なニーズに対する必要な教員確保についても喫緊の課題である。

よって、国におかれては、今般の高校授業料無償化に伴う急激な環境変化にも耐えられる、子どもたちに選ばれる県立高校づくりの実現のため、学びを支える教育環境の整備や教育の質の向上に向けた取組など、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 学びを支える教育環境整備

- ・通学支援に対する新たな補助制度を創設すること。
- ・寮や下宿等の住まいの確保に対する補助制度を拡充すること。
- ・地方部における学校施設の改修、改築、解体等への支援を拡充すること。
- ・専門高校における産業教育設備更新に向けた新たな仕組みづくりを構築すること。

2 教育の質の向上に向けた取組等への支援拡充

- ・県立高校の遠隔授業（教科・科目充実型）に係る教職員加配への新たな財政支援を行うこと。
- ・地方部における少人数学級制度導入に係る教員加配への新たな財政支援を行うこと。
- ・特別な配慮が必要な生徒への支援等に係る特別支援教育支援員の配置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高 野 洋 介

衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 石 破 茂 様

総務大臣 村 上 誠一郎 様

財務大臣 加 藤 勝 信 様

文部科学大臣 あ べ 俊 子 様

議員提出議案第2号

社会福祉分野における処遇改善を求める
意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

熊本県議会議員 高 野 洋 介 様

社会福祉分野における処遇改善を求める
意見書

今後も社会福祉のニーズが増大する中で、限られた財源の中から、職員の給与等が支払われるサービス、特に介護・障害福祉サービスについては、これまで処遇改善加算等の制度が創設・拡充されてきたものの、公定価格が物価や人件費の急速な上昇に追いついておらず、他産業と比較し、依然として給与が低い水準に止まっている。

中でも、中山間地域や離島等の移動に時間を要する地域では、訪問や送迎等に係るコストが十分に評価されていないため、事業者の経営が厳しいものとなっている。

介護・障害福祉サービスを必要とする方に持続的にサービスを提供するためには、人材の確保・定着が不可欠であるため、他産業と比較して遜色ない給与を支払うことができるよう、人材確保に資する確実な収入の引き上げを行うことが必要である。

よって、国におかれては、介護・障害福祉分野における職員の処遇改善のため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 介護・障害福祉サービスに従事する職員への処遇改善について、給与水準の更なる引き上げや、現在対象となっていないサービス種別・職種も対象に含めるなど、職員の処遇改善に取り組むこと。

- 2 中山間地域や離島など地域の特性などを踏まえ、令和9年度に予定されている次期改定を待たずしてサービスの提供実態に合わせた制度・報酬の見直しや予算措置を行い、人材の確保や定着を力強く推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議員 高 野 洋 介

衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 石 破 茂 様

総務大臣 村 上 誠一郎 様

厚生労働大臣 福 岡 資 麿 様

議員提出議案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

熊本県議会議員 高 野 洋 介 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨という大きな課題に対して、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況にある。

他方、社会保障関係費や人件費の大幅な増加も見込まれる中、地方創生・人口減少対策をは

じめ、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、公共施設等の老朽化対策、激甚化する自然災害への対策等、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴う渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策、台湾から来られる駐在員の子ども達教育環境の確保などの課題にも取り組む必要がある。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧・復興に全力で取り組みながら、本県が直面している様々な課題に対応するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 こども政策・子育て支援や高齢化対策、産業人材の確保、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組み、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策、国土強靱化のための防災・減災対策等により増大する地方自治体の財政需要に加え、公契約等における継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格・人件費の上昇等に起因した地方経済への影響を踏まえ、令和8年度以降においても、地方財政計画の歳出総額を充実確保するとともに、本県の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、安定的な財政運営に必要な不可欠な地方一般財源総額を充実確保すること。
- 2 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講ずること。

3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴い生ずる渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策等に万全を期しながら、本県が半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、財政支援措置の更なる充実を図ること。

4 地方創生に向けた兆しのある地域で発生する投資需要に躊躇なく取り組めるよう、地方財政措置のある新たな地方債の創設など、新たな枠組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
財務大臣	加藤 勝信 様
経済産業大臣	武藤 容治 様
内閣官房長官	林 芳正 様
内閣府特命担当大臣 (防災)	坂井 学 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政対策)	赤澤 亮正 様
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	伊東 良孝 様

議員提出議案第4号

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 城下 広作
西 聖一

熊本県議会議長 高野 洋介 様

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書
脳脊髄液漏出症（減少症）は、交通事故などで硬膜から髄液が漏れ出すことにより頭痛や頸部痛、目まいなどの様々な症状が生じるとされ、本県のホームページにも、脳脊髄液漏出症に対するブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用されたことや県内の診療可能な医療機関などの様々な情報提供がなされているところである。

しかし、この疾患の認知度は依然として低く、交通事故などにより罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、後遺障害等級が、労災保険では12級以上の認定がある一方で、自賠責保険制度では適切に認定されず、多くの患者が救済されていないとの報告がある。

海外では、より客観的・専門的に、法医学の見解も取り入れながら、被害者にとっても納得できる、中立・公正な後遺障害の等級認定システムが構築されている例もある。

よって、国におかれては、公平性や透明性を確保するため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介
衆議院議長 額 賀 福志郎 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 石 破 茂 様
総務大臣 村 上 誠一郎 様
財務大臣 加 藤 勝 信 様
文部科学大臣 あ べ 俊 子 様
厚生労働大臣 福 岡 資 麿 様
国土交通大臣 中 野 洋 昌 様
内閣官房長官 林 芳 正 様

○議長（高野洋介君） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号から第4号までを一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号外3件は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長（高野洋介君） 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和7年6月25日

次のとおり議員を派遣する。

1 令和7年度女性議員研究交流大会

- (1) 派遣目的 各界で活躍する女性の視点や考え方を踏まえ、地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、女性議員間の一層の連携を深める
 - (2) 派遣場所 東京都
 - (3) 派遣期間 令和7年8月26日(火)から8月27日(水)まで
 - (4) 派遣議員 岩田智子、斎藤陽子、杉嶋ミカ、高井千歳
-

○議長（高野洋介君） お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願ひたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（高野洋介君） 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和7年6月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分閉会